

令和2年7月21日
【消費者庁】

【概要書】

国民生活安定緊急措置法施行状況報告書（令和2年1月1日から同年6月30日まで）について

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

国民生活安定緊急措置法施行状況報告書について

1. 概要

この報告は、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号。以下「法」という。）第28条の規定に基づく、令和2年1月1日から同年6月30日までの期間における、この法律の施行状況に関する報告である。

国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）（抄）
（国会への報告）
第二十八条 政府は、おおむね六月に一回、国会に、この法律の施行の状況を報告するものとする。

2. 国民生活安定緊急措置法の施行状況

国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の令和2年1月1日から同年6月30日までの期間における法の施行状況は以下のとおり。

① 売渡しの指示

北海道において、マスクを供給する必要性が特に高まったこと等を踏まえ、法第22条第1項の規定に基づき、令和2年3月3日及び3月17日に厚生労働大臣がマスクの製造業者等に対して、国への売渡しを指示した。

② 衛生マスク、消毒等用アルコールの譲渡の禁止

法第26条第1項及び第37条の規定に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第42号、令和2年政令第173号）を制定し、令和2年3月15日及び5月26日からそれぞれ施行された。衛生マスク、消毒等用アルコールを不特定の相手方に対し売り渡す者から購入をした者は、当該購入をした衛生マスク、消毒等用アルコールの譲渡（不特定又は多数の者に対し、売買契約の申込み又は誘因をして行うものであって、購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないこととするとともに、この規定に違反した場合について罰則を定めた。